

# 和木町再犯防止推進計画

令和3年3月

和木町

はじめに

平成 30 年、全国で刑法犯により検挙された人員に占める再犯者の割合は 48.8% を占め、昭和 47 年以降、最も高い割合となりました。

罪を犯した人が再び罪を犯すことが増加していく状況の中、国では平成 28 年 12 月、「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立、国及び地方公共団体の再犯防止に関する責務が明確化されるとともに、再犯防止等に関する施策の基本となる事項が定められました。平成 29 年 12 月、政府は罪を犯した人の円滑な社会復帰が可能となるよう、施策の策定・実施や連携に際し、目指す方向や視点を示した「再犯防止推進計画」の閣議決定を行いました。

山口県では、平成 31 年 3 月、安心・安全な県づくりと犯罪をした人等も包摂した地域共生社会の実現に向け、県が取り組む再犯防止施策の方向性を明らかにした「山口県再犯防止推進計画」が策定されました。

こうした背景のもと、本町では罪を犯した人が社会復帰後に安定した生活ができるよう、町の施策の方向性を明らかにするため、「和木町再犯防止推進計画」を策定しました。罪を犯した人の中には、高齢、障害、生活困窮など、様々な困難や課題を抱えている人もいます。そのような人の立ち直り、自立を福祉の面だけでなく、町のあらゆる施策の中で支援することによって、再犯を防止し、罪のない人が犯罪被害を受けることがない安全・安心に暮らすことができる社会の実現につながると考えております。

安全・安心で快適なまちづくりを実現するため、町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和 3 年 3 月

和木町長 米 本 正 明

## 和木町再犯防止推進計画

### 【目次】

第1章	計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1)	計画策定の目的	
2)	計画の位置づけ	
3)	計画期間	
第2章	計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	4
1)	計画の基本方針	
第3章	重点施策における取組事項・・・・・・・・	5
1)	広報・啓発活動の推進	
2)	就労・住居を確保するための取組の推進	
第4章	統計資料等 犯罪情勢等について・・・・・・・・	8
1)	再犯の防止等の推進に関する法律	
2)	全国の刑法犯検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移	
3)	入所受刑者の就労状況別構成比（男女別、初入者・再入者別）	
4)	入所受刑者の居住状況別構成比（男女別、初入者・再入者別）	
5)	岩国警察署管内検挙者数	

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1) 計画策定の目的

全国の刑法犯の認知件数は、平成14年には285万4,061件にまで達しましたが、平成15年に減少に転じて以降、16年連続で減少しており、平成30年は81万7,338件と戦後最少を更新しました。

ただし、刑法犯により検挙された者のうち、再犯者の占める比率（再犯者率）は、平成8年以降毎年上昇し、ピークとなる平成30年には48.8%、令和元年は横ばいで44.8%となりました。再犯者の人員は、平成18年をピークとして緩やかな減少傾向にあります。それを上回るペースで初犯者の人員も減少しているため高い割合を占めています。このため、犯罪を減らすためには「再犯」を防止することが重要な課題となっています。

このような状況の中、国においては平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号。以下「法」という。）が施行され、地方自治体に対して国との適切な役割分担を踏まえて地域の実情に応じた再犯防止に関する施策の策定及び実施の責務を有すること等が明示されました。

そのため、本町では、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援することによる町民の犯罪被害の防止を目的とする「和木町再犯防止推進計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

今後は、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、町民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

### 2) 計画の位置づけ

本計画は、法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定するものです。

### 3) 計画期間

本計画は、令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間とします。なお、今後の社会情勢変化や国・県、町の福祉諸計画の見直し等を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

## 第2章 計画の基本方針

### 1) 計画の基本方針

本町は、法、再犯防止推進計画、山口県再犯防止推進計画などを勘案し、以下の項目を本計画の重点施策とし、関係機関などと連携を図りながら取り組んでいきます。

#### 【重点施策】

- (1) 広報・啓発活動の推進
- (2) 就労・住居を確保するための取組の推進

### 第3章 重点施策における取組事項

#### 1) 広報・啓発活動の推進

##### (1) 広報・啓発活動の推進

犯罪をした者等の社会復帰のためには、犯罪をした者等に自らの努力を促すことは当然ですが、それだけでなく、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、町民の理解と協力を得て、犯罪をした者等が再び社会を構成する一員となることを支援することが重要であると考えられます。

##### ①「社会を明るくする運動」強調月間等における啓発活動の推進

- ・犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動「社会を明るくする運動」を通じて、各関係機関が犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を含め、それぞれの立場において活動の推進を図ります。

##### ②薬物乱用防止運動の推進

- ・薬物乱用による弊害を町民が正しく認識し、「薬物乱用をしない、させない、許さない社会」を構築する気運の醸成を図ります。
- ・児童生徒を対象にシンナー、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等の薬物乱用防止教室を実施し、薬物乱用の未然防止と若者の健全育成を図ります。

##### ③行政や専門機関等による相談事業の周知等

- ・町や社会福祉協議会等による相談事業の周知を図るとともに、民生児童委員や福祉員、ボランティア等地域で福祉活動に関わっている人との相談体制・連携強化に努めます。
- ・小学校・中学校において児童生徒を対象とした SNS に関する教室を開催し、こどもたちが犯罪に巻き込まれることのないよう、安易な SNS 利用の危険性を周知し、啓発活動を進めます。

## 2) 就労・住居を確保するための取組の推進

刑務所に再び入所した者のうち約7割が、再犯時に無職であった者となっています。また、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクに結び付きやすいことが明らかになっています。【参考：第4章統計資料等2) 3) 4)】

### (1) 就労の確保等

#### ①就職に向けた相談・支援等の充実

- ・県、町が行う就労支援に関する制度及び支援窓口が、少年や犯罪をした者等にとって一層身近なものとなるように、関係機関と連携して周知・広報に努めます。
- ・ハローワーク、山口しごとセンター等と連携し、犯罪をした者等の年齢、職業適性、保有する資格といった特性に応じた適切な就職相談を行います。
- ・県・町の福祉的支援制度を活用して、障害をもつ犯罪をした者等の年齢、障害種別、障害の程度といった特性に応じ、適切に就職及び就労定着の支援に努めます。
- ・少年サポートセンター（岩国警察署内）、ハローワーク等と連携して非行少年の就職及び就労の定着を図ります。

#### ②犯罪をした者等を雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上

- ・町の建設工事競争入札参加資格審査において、犯罪をした者等を実際に雇用した協力雇用主に加点する制度の調査・検討をします。
- ・県暴力追放運動推進センター等と連携し、暴力団離脱者の受入れに賛同する企業について周知することを通じて、同企業の開拓・確保に努めます。

### (2) 住居の確保等

適切な住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であり、再犯防止を図る上で最も重要であるといっても過言ではありません。

適切な住居が確保されないまま刑務所を出所した者の利用が想定される、更生保護施設や自立準備ホームは、あくまで一時的な居場所であり、更生保護施設等を退所した後は地域に生活基盤を確保する必要があります。他方、犯罪をした者等の中には、身元保証人を得ることが困難であったり、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社が利用できなかつたりすることなどにより、適切な定住先を確保できないまま更生保護施設等から退所し、再犯等に至る者も存在します。

#### ①公営住宅で受け入れ

- 矯正施設出所者や支援を行う機関等に対し、公営住宅の入居に関する相談窓口や募集状況等について、ホームページ等を活用し、わかりやすい情報の提供に努めます。

## ②新たな住宅セーフティネット制度の活用促進

- 不動産業者等に対して新たな住宅セーフティネット制度及び保護観察対象者等の住居の確保の必要性について周知し、保護観察対象者等の入居を拒まない賃貸住宅登録の促進に努めます。



#### 第4章 統計資料等 犯罪情勢等について

- 1) 再犯の防止等の推進に関する法律
- 2) 全国の刑法犯検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移
- 3) 入所受刑者の就労状況別構成比（男女別、初入者・再入者別）
- 4) 入所受刑者の居住状況別構成比（男女別、初入者・再入者別）
- 5) 岩国警察署管内検挙者数

## 1) 再犯の防止等の推進に関する法律

### ○再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

##### （基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられ

るものとする。

（国等の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（連携、情報の提供等）

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

（再犯防止啓発月間）

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

（再犯防止推進計画）

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
- 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
- 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
- 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

## 第二章 基本的施策

### 第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業

上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

（非行少年等に対する支援）

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

（就業の機会の確保等）

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

（住居の確保等）

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

（更生保護施設に対する援助）

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

（保健医療サービス及び福祉サービスの提供）

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、

その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

（関係機関における体制の整備等）

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

（再犯防止関係施設の整備）

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

（情報の共有、検証、調査研究の推進等）

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

（社会内における適切な指導及び支援）

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けられることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

（国民の理解の増進及び表彰）

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

（民間の団体等に対する援助）

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。